

○ 臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 臨床工学技士法施行令（昭和六十三年政令第二十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（生命維持管理装置の身体への接続等）</p> <p>第一条 臨床工学技士法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 血液浄化装置の穿刺針^{せん}その他の先端部のシヤント、表在化された動脈若しくは表在静脈への接続又はシヤント、表在化された動脈若しくは表在静脈からの除去</p> <p>三（略）</p> | <p>（生命維持管理装置の身体への接続等）</p> <p>第一条 臨床工学技士法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去は、次のとおりとする。</p> <p>一 人工呼吸装置のマウスピース、鼻カニューレその他の先端部の身体への接続又は身体からの除去（気管への接続又は気管からの除去にあつては、あらかじめ接続用に形成された気管の部分への接続又は当該部分からの除去に限る。）</p> <p>二 血液浄化装置の穿刺針^{せん}その他の先端部のシヤントへの接続又はシヤントからの除去</p> <p>三 生命維持管理装置の導出電極の皮膚への接続又は皮膚からの除去</p> |